

令和 8 年第 5 回春日井市議会定例会提出議案〔V〕

	目	次
議案番号	議	題
第100号議案	令和 8 年度春日井市一般会計補正予算（第 3 号）……………	3
第101号議案	令和 8 年度春日井市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）……………	7
第102号議案	令和 8 年度春日井市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）……………	9
第103号議案	令和 8 年度春日井市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）……………	11
第104号議案	令和 8 年度春日井市春日井インター北企業用地整備事業特別会計補正予算（第 1 号）……………	14
第105号議案	令和 8 年度春日井市水道事業会計補正予算（第 1 号）…	17
第106号議案	春日井市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について……………	19
第107号議案	春日井市社会福祉施設条例の一部を改正する条例について……………	21
第108号議案	春日井市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について……………	23
第109号議案	春日井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について……………	25
第110号議案	春日井市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について……………	30
第111号議案	春日井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について……………	32
第112号議案	春日井市下街道歴史ひろば条例について……………	41
第113号議案	春日井市水道事業給水条例の一部を改正する条例について……………	46
第114号議案	落合公園大屋根外 8 棟整備工事（建築）の請負契約について……………	49

第115号議案	令和7年度春日井市水道事業会計未処分利益剰余金の 処分について……………	50
報告第19号	令和7年度春日井市一般会計継続費の精算について……	51
報告第20号	契約金額の変更に関する専決処分について……………	55

第 100 号議案

令和 8 年度春日井市一般会計補正予算（第 3 号）

令和 8 年度春日井市の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,054,274千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ128,202,430千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の変更は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 8 年 9 月 4 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11 地方特例 交付金		567,000	20,908	587,908
	1 地方特例 交付金	567,000	20,908	587,908
12 地方交付税		4,601,000	△ 546,511	4,054,489
	1 地方交付税	4,601,000	△ 546,511	4,054,489
16 国庫支出金		23,707,522	89,678	23,797,200
	2 国庫補助金	4,591,420	89,678	4,681,098
17 県支出金		10,843,504	11,474	10,854,978
	2 県補助金	3,312,711	11,474	3,324,185
20 繰入金		3,158,337	△ 128,156	3,030,181
	1 繰入金	3,158,337	△ 128,156	3,030,181
21 繰越金		1	1,556,428	1,556,429
	1 繰越金	1	1,556,428	1,556,429
22 諸収入		2,928,856	53	2,928,909
	5 雑入	1,777,068	53	1,777,121
23 市債		9,220,300	50,400	9,270,700
	1 市債	9,220,300	50,400	9,270,700
歳入合計		127,148,156	1,054,274	128,202,430

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		12,393,147	928,000	13,321,147
	1 総務管理費	10,176,024	928,000	11,104,024
3 民生費		60,104,436	99,125	60,203,561
	1 社会福祉費	31,759,762	52,897	31,812,659
	2 児童福祉費	22,309,756	46,228	22,355,984
4 衛生費		13,723,021	△ 30,000	13,693,021
	1 保健衛生費	5,898,563	△ 70,000	5,828,563
	3 清掃費	7,553,637	40,000	7,593,637
7 商工費		2,443,530	1,849	2,445,379
	1 商工費	2,443,530	1,849	2,445,379
8 土木費		13,570,818	56,000	13,626,818
	3 河川費	409,525	56,000	465,525
10 教育費		12,149,542	△ 700	12,148,842
	4 社会教育費	2,579,001	3,300	2,582,301
	5 学校給食費	3,846,041	△ 4,000	3,842,041
歳出合計		127,148,156	1,054,274	128,202,430

第 2 表 債務負担行為補正

変 更

(単位：千円)

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
西部地区新調理場整備・運営事業モニタリング等業務	令和 9 年度～令和11年度	21,000	令和 9 年度～令和11年度	25,000

第 3 表 地方債補正

変 更

(単位：千円)

起 債 の 目 的		補 正 前				補 正 後			
		限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
土 木 債	河 川 整 備 業 事	94,100	普 貸 又 証 発 通 借 は 券 行	4.0%以 内（た だし、 利率 見直し 方式で 借り入 れる政 府資金 及び地 方公共 団体金 融機構 資金に ついて 、利率 の見直 しを行 った後 におい ては、 当該見 直しの 後の利 率）	政府そ 他の金 融機関 の資金 につい ては、 その融 資条件 による 。ただ し、財 政の都 合によ り据置 期限及 び償還 期限を 短縮若 しくは 繰上償 還又は 低利に 借り換 えるこ とがで きる。	144,500	補 前 同 正 に じ	補 前 同 正 に じ	補 前 同 正 に じ

第 101 号議案

令和 8 年度春日井市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度春日井市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 330 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 24, 410, 492 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 9 月 4 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰越金		0	330	330
	1 繰越金	0	330	330
歳入合計		24,410,162	330	24,410,492

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 諸支出金		45,000	330	45,330
	1 償還金及び 還付加算金	45,000	330	45,330
歳出合計		24,410,162	330	24,410,492

第 102 号議案

令和 8 年度春日井市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度春日井市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ176,518千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,256,896千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 9 月 4 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰越金		0	176,518	176,518
	1 繰越金	0	176,518	176,518
歳入合計		7,080,378	176,518	7,256,896

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合 納付金		7,025,565	176,298	7,201,863
	1 後期高齢者医療広域連合 納付金	7,025,565	176,298	7,201,863
3 諸支出金		10,800	220	11,020
	1 償還金及び 還付加算金	10,800	220	11,020
歳出合計		7,080,378	176,518	7,256,896

第 103 号議案

令和 8 年度春日井市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度春日井市の介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 375,074 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 25,912,290 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 9 月 4 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		5,558,390	81,927	5,640,317
	1 国庫負担金	4,474,275	68,121	4,542,396
	2 国庫補助金	1,084,115	13,806	1,097,921
4 支払基金金 交 付 金		6,738,892	90,775	6,829,667
	1 支払基金金 交 付 金	6,738,892	90,775	6,829,667
5 県支出金		3,497,510	47,148	3,544,658
	1 県負担金	3,384,963	45,813	3,430,776
	2 県補助金	112,547	1,335	113,882
6 繰入金		4,577,578	114,810	4,692,388
	1 一般会計金 繰入金	3,623,618	42,097	3,665,715
	2 基金繰入金	953,960	72,713	1,026,673
8 諸収入		5,875	28,150	34,025
	1 雑収入	5,875	28,150	34,025
9 繰越金		0	12,264	12,264
	1 繰越金	0	12,264	12,264
歳入合計		25,537,216	375,074	25,912,290

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費		24,184,774	325,525	24,510,299
	1 保険給付費	24,184,774	325,525	24,510,299
4 地域支援費		813,258	10,679	823,937
	介護予防・ 2 日常生活支援 総合事業費	746,263	10,679	756,942
6 諸支出金		157,675	38,870	196,545
	1 償還金	14,000	38,870	52,870
歳出合計		25,537,216	375,074	25,912,290

第 104 号議案

令和 8 年度春日井市春日井インター北企業用地整備事業特別会計補 正予算（第 1 号）

令和 8 年度春日井市の春日井インター北企業用地整備事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 71,149 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 82,943 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（地方債）

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

令和 8 年 9 月 4 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		10,983	1,849	12,832
	1 繰入金	10,983	1,849	12,832
3 市債		0	69,300	69,300
	1 市債	0	69,300	69,300
歳入合計		11,794	71,149	82,943

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 事業費		5,000	69,300	74,300
	1 事業費	5,000	69,300	74,300
3 公債費		6,592	1,849	8,441
	1 公債費	6,592	1,849	8,441
歳出合計		11,794	71,149	82,943

第 2 表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
事業費	事業費	春日井インター北企業用地整備事業 実施設計業務	69,300

第 3 表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
春日井インター北企業用地整備事業	69,300	普通貸借は行 又証券発行	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府その他の金融機関の資金については、その融資条件による。 ただし、財政の都合により据置期限及び償還期限を短縮若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

第 105 号議案

令和 8 年度春日井市水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 8 年度春日井市水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第 2 条 令和 8 年度春日井市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条第 5 号に定めた業務の予定量を次のとおり改める。

(5) 主要な建設改良事業	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
神屋中配水場更新整備	330,000千円	△16,461千円	313,539千円

（資本的支出の補正）

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中「不足する額2,432,510千円は、過年度分損益勘定留保資金1,955,250千円」を「不足する額2,369,049千円は、過年度分損益勘定留保資金1,891,789千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第 1 款 資本的支出	4,176,141千円	△63,461千円	4,112,680千円
第 1 項 建設改良費	3,987,076千円	△63,461千円	3,923,615千円

（継続費の補正）

第 4 条 令和 6 年度春日井市水道事業会計予算第 5 条に定めた継続費の年度及び年割額、令和 7 年度春日井市水道事業会計予算第 5 条に定めた継続費の総額、年度及び年割額を次のとおり改める。

(単位：千円)

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年度	年割額	総 額	年度	年割額
資本的支出	建設改良費	上水道施設 中央監視 設備更新	1,134,243	6	11,000	1,134,243	6	11,000
				7	959,112		7	959,112
				8	164,131		8	117,131
							9	47,000
		神 屋 中 配 水 場 更新整備	368,500	7	38,500	408,766	7	38,500
				8	330,000		8	313,539
							9	56,727

令和8年9月4日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

第 106 号議案

春日井市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について

春日井市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 9 月 4 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

春日井市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

春日井市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例（平成4年春日井市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第19条第1項第1号へ」を「第18条の3第1項第6号」に改める。

第4条中「第21条第2項」を「第18条の3第1項」に改める。

第12条第1項中「第19条第1項第1号ト」を「第18条の3第1項第7号」に改める。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

説 明

この案を提出するのは、地方自治法施行規則の一部改正に伴い、規定を整備するため必要があるからである。

第 107 号議案

春日井市社会福祉施設条例の一部を改正する条例について

春日井市社会福祉施設条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 9 月 4 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

春日井市社会福祉施設条例の一部を改正する条例

春日井市社会福祉施設条例（昭和55年春日井市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第5条中「対しては日常生活」を「対して、日常生活」に、「供与し、高齢者に対しては介護予防を目的とした日常生活上の支援又は機能訓練を提供する」を「供与する」に改める。

第5条の2第2項第4号を削る。

第6条第2項第3号を削る。

別表第2第1号通所事業の項を削る。

附 則

この条例は、令和9年2月1日から施行する。

説 明

この案を提出するのは、総合的な福祉拠点の整備に伴い、第一希望の家における第1号通所事業を廃止するため必要があるからである。

第 108 号議案

春日井市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

春日井市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 9 月 4 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

春日井市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

春日井市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年春日井市条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表第2「17の4 市長」の項及び「22 市長」の項中「若しくは子育てのための施設等利用給付」を「、子育てのための施設等利用給付若しくは乳児等のための支援給付」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

この案を提出するのは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の一部改正に伴い、乳児等のための支援給付の支給に関する事務について住登外者に係る特定個人情報を利用するため必要があるからである。

第 109 号議案

春日井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

春日井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 9 月 4 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

春日井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

春日井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年春日井市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「事項」の次に「(法第6条の3第10項第3号に掲げる事業（以下「満3歳以上限定小規模保育事業」という。）を行う事業者（以下「満3歳以上限定小規模保育事業者」という。）にあつては、第1号及び第2号に掲げる事項）」を加え、同項第3号中「家庭的保育事業者等」の次に「(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項及び第7項において同じ。）」を加え、同条第7項中「、次に」を「次に」に改め、「のものに限る。）」の次に「又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を加え、「行う者」を「行う施設又は事業所」に改める。

第14条を次のように改める。

（児童対象性暴力等の防止）

第14条 家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第19条第6号中「利用定員」の次に「(満3歳以上限定小規模保育事業者にあつては、満3歳以上の幼児の利用定員)」を加える。

第28条中「小規模保育事業B型」及び「小規模保育事業C型」の次に「(満3歳

以上限定小規模保育事業を除く。)」を加える。

第30条第2項第3号中「第6条の3第10項第2号」の次に「又は第3号」を加え、同条第3項中「看護師」の次に「(以下「看護師等」という。)」を加え、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員(学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による大学(短期大学を除く。))若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者(以下「特定理学療法士等」という。)を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士(地域限定保育士を含み、附則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第32条第3項中「保健師又は看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士(地域限定保育士を含む。次項において同じ。)による支援を

受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第36条中「第6条の3第10項」を「第6条の3第10項第1号」に改める。

第45条第3項中「保健師又は看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（地域限定保育士を含み、附則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第48条第3項中「保健師又は看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（地域限定保育士を含む。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育

事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第49条中「第49条において準用する」を削る。

附則第3条中「家庭的保育事業者等（）」の次に「満3歳以上限定小規模保育事業者及び」を加える。

附則第6条中「家庭的保育事業等」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）」を加える。

附則第9条中「法第18条の18第1項の登録を受けた者又は地域限定保育士をいい、第30条第3項若しくは第45条第3項」を「地域限定保育士を含み、第30条第3項若しくは第4項若しくは第45条第3項若しくは第4項」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第7条、第19条、第28条、第30条第2項、第36条、第49条並びに附則第3条及び第6条の改正規定 令和8年10月1日
 - (2) 第14条の改正規定 令和8年12月25日
- 2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第3条第4項の条例で定める日は、令和8年9月30日とする。

説 明

この案を提出するのは、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、犯罪事実確認その他の必要な措置を義務付ける等のため必要があるからである。

第 110 号議案

春日井市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例について

春日井市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 9 月 4 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

春日井市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

春日井市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年春日井市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第14条の次に次の1条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第14条の2 乳児等通園支援事業者は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

附 則

この条例は、令和8年12月25日から施行する。

説 明

この案を提出するのは、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、犯罪事実確認その他の必要な措置を義務付けるため必要があるからである。

第 111 号議案

春日井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

春日井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 9 月 4 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

春日井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

春日井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年春日井市条例第29号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第52条」を「一第52条」に改める。

第6条第2項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども又は満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。）」に改める。

第7条第2項中「法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第12条の見出し中「教育」を「特定教育」に改める。

第13条第4項第3号ア（ア）中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号ア（イ）中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同号イ中「以下」の次に「この」を加え、同号イ（ア）中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号イ（イ）中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改める。

第25条中「幼稚園」を「学校教育法第1条に規定する幼稚園」に、「学校教育法」を「同法」に改める。

第35条第1項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19

条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第3項中「本章」を「この章」に、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「及び当該」とあるのは「並びに当該」と、「教育認定子ども」に、「同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども及び満3歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「同条第2号」に、「同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」を「同条第4項第3号イ（ア）中「教育認定子ども」に、「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」を「教育認定こども（特別利用保育を受ける者を除く。）」に、「同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」を「同号イ（イ）中「満3歳以上保育認定子ども」に、「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」を「満3歳以上保育認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」に改める。

第36条第1項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「本章」を「この章」に、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「及び当該」とあるのは「並びに当該」と、「教育認定子ども」に、「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども及び満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」を「同条第4項第3号イ（ア）中「教育認定子ども」に、「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」を「教育認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」に、「同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」を「同号イ（イ）中

「満３歳以上保育認定子ども」に、「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」を「満３歳以上保育認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」に改める。

第37条第２項を次のように改める。

２ 特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。）を除く。）は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満１歳に満たない小学校就学前子どもと満１歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。

(1) 家庭的保育事業、満３歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業
法第19条第３号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

(2) 事業所内保育事業 法第43条第３項に規定する労働者等監護満３歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第19条第３号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

第37条に次の１項を加える。

３ 特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、満３歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。

第39条第２項中「特定地域型保育事業者」の次に「(満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。）」を加え、「本章」を「この章（第43条第１項を除く。）」に改め、同条第４項中「満３歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項を同条第５項とし、同条第３項中「前項」及び「同項」を「前２項」に改め、同項を同条第４項とし、同条第２項の次に次の１項を加える。

３ 特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、利用の申込みに係る法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満３歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員

の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

第40条第2項及び第41条中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第42条第1項第1号中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項第3号中「特定地域型保育事業者」の次に「(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項、第7項及び第12項において同じ。)」を、「により特定地域型保育」の次に「(満3歳以上限定小規模保育を除く。第6項及び第12項において同じ。)」を加え、「小学校就学前子ども」を「法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども」に改め、「以下この号及び」を削り、同条第7項中「、次に」を「次に」に改め、「のものに限る。)」の次に「又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を加え、「行う者」を「行う施設又は事業所」に改め、同条中第11項を第12項とし、第8項から第10項までを1項ずつ繰り下げ、第7項の次に次の1項を加える。

8 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。)は、第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第3号に係る連携協力を求めることを要しない。

第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」を加える。

第46条第7号中「第39条第2項」の次に「及び第3項」を加える。

第47条及び第49条第2項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第50条中「満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子ども」を「教育認定子ども」に、「第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」

と、同条第1項」を「第14条第1項」に改め、「第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」の次に「と、第25条中「第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては認定こども園法第27条の2第1項各号、学校教育法第1条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては同法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」とあるのは「第33条の10第1項各号」を加える。

第51条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（特別利用地域型保育の基準）」を付し、同条第1項中「特定地域型保育事業者が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が教育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「次条第1項」を「第52条第1項」に、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第3項中「をいう。次条第3項」の次に「及び第52条第3項」を加え、「本章（第40条第2項）を「この章（第37条第3項、第39条第3項及び第40条第2項）」に、「を含む。次条第3項」を「を含む。第52条第3項」に、「小学校就学前子ども」とあるのは」を「小学校就学前子ども及び」とあるのは」に、「小学校就学前子ども」と、「を」を「小学校就学前子ども並びに」と、「に」、「以下本章」を「以下この章（第43条第1項を除く。）」に、「法第19条第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」を「教育認定子ども及び満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除き、第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子どもを含む。）」と、「同号」とあるのは「法第19条第3号」に改め、「第43条第

1 項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」を加え、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第51条の2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。

以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、第37条第3項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第37条第2項、第39条第2項及び第40条第2項を除き、第50条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。）の規定を適用する。この場合において、第39条第3項中「第19条第2号」とあるのは「第19条第1号」と、「小学校就学前子どもの数及び」とあるのは「小学校就学前子どもの数並びに」と、「満3歳以上保育認定子どもの」とあるのは「教育認定子ども及び満3歳以上保育認定子どもの」と、「同号」とあるのは「同条第2号」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教

育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

第52条第1項中「特定地域型保育事業者が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項）」を「満3歳未満保育認定子ども（第51条第1項）」に、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「本章」を「この章」に改め、「第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加え、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、「及び満3歳以上保育認定子ども」の次に「(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。）」を加える。

附則第4条中「特定地域型保育事業者（」の次に「満3歳以上限定小規模保育事業者及び」を加える。

附 則

- 1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布

の日から施行する。

- 2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第6条第3項の条例で定める日は、令和8年9月30日とする。

説 明

この案を提出するのは、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、満3歳以上限定小規模保育事業の創設に係る規定を整備する等のため必要があるからである。

第 112 号議案

春日井市下街道歴史ひろば条例について

春日井市下街道歴史ひろば条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 9 月 4 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

春日井市下街道歴史ひろば条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、春日井市下街道歴史ひろばの設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 下街道の歴史を後世に伝え、郷土の歴史や文化財に対する市民の愛着や誇りを深めるとともに、地域住民の交流によりにぎわいを創出し、地域の活性化に寄与するため、春日井市下街道歴史ひろば（以下「歴史ひろば」という。）を春日井市鳥居松町7丁目5番地に置く。

(行為の制限)

第3条 歴史ひろばにおいて、次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。歴史ひろばの利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が許可された事項を変更しようとするときも同様とする。

- (1) 物品販売、募金その他これらに類する行為をすること。
- (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (3) 興行を行うこと。
- (4) 展示会、集会その他これらに類する催しを行うこと。
- (5) 前各号に定めるもののほか、歴史ひろばの全部又は一部を独占して利用すること。

2 教育委員会は、前項各号に掲げる行為が公衆の歴史ひろばの利用に支障を及ぼさないと認められる場合に限り、前項の許可を与えることができる。

3 教育委員会は、歴史ひろばの管理上必要があるときは、第1項の許可に条件を付けることができる。

(行為の禁止)

第4条 歴史ひろばにおいては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、前条第1項の許可に係るものについては、この限りでない。

- (1) 歴史ひろばを損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土石の採集その他の土地の形質の変更をすること。
- (4) 動物を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) 張り紙、張り札その他の広告物を表示すること。
- (6) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (7) 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れること。
- (8) ごみ、土石その他これらに類する物を投棄すること。
- (9) 火気を使用すること。
- (10) 他人の利用を妨げるなど他人に迷惑となる行為をすること。
- (11) 歴史ひろばの尊厳を損なう行為をすること。
- (12) 歴史ひろばをその用途以外に利用すること。
- (13) 前各号に掲げるもののほか歴史ひろばの保全及び管理に支障のある行為をすること。

(利用の禁止又は制限)

第5条 教育委員会は、歴史ひろばの損壊その他の理由により、その利用が危険であると認められる場合又は歴史ひろばに関する工事のためやむを得ないと認められる場合において、歴史ひろばを保全し、又は危険を防止するため、区域を定めて歴史ひろばの利用を禁止し、又は制限することができる。

(使用料)

第6条 利用者は、別表に定める使用料を利用の日までに納付しなければならない。

2 市長は、公益上その他の理由により特に必要があると認めるときは、前項の使用料を減免することができる。

3 納付された使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する

ときは、この限りでない。

- (1) 第8条第3号の規定により教育委員会が歴史ひろばの利用の許可を取り消し、又は中止を命じたとき。
- (2) 災害その他利用者の責めに帰さない理由により歴史ひろばを利用できなくなったとき。
- (3) 利用者が第3条第1項の許可を受けた利用の日の2日前までに利用の取消し又は許可事項の変更を申し出たとき。

(利用者の義務)

第7条 利用者は、歴史ひろばの利用に際しては、この条例及びこの条例に基づく規則の規定、第3条第3項の規定により許可に付けられた条件並びに教育委員会の指示に従わなければならない。

(利用の許可の取消し等)

第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。

- (1) 利用者が前条の規定に違反したとき。
- (2) 災害その他の事故により利用できなくなったとき。
- (3) 公共の福祉のためやむを得ない理由があるとき。

(利用者の原状回復義務)

第9条 利用者は、歴史ひろばの利用を終えたとき又は利用の許可を取り消されたとき若しくは利用の中止を命ぜられたときは、直ちに歴史ひろばを原状に復さなければならない。

(損害賠償)

第10条 故意又は過失により歴史ひろばを毀損し、又は滅失した者は、教育委員会の指示に従い、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、歴史ひろばの管理について必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の規定中歴史ひろばの利用の許可、使用料の納付その他歴史ひろばを利用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表（第6条関係）

区分	単位	金額
物品販売、募金その他これらに類する行為又は業として写真の撮影を行う場合	1日につき	200円
業として映画の撮影を行う場合	1日につき	2,060円
興行を行う場合	1平方メートル1日につき	77円
展示会、集会その他これらに類する催しを行う場合	1平方メートル1日につき	3円

説 明

この案を提出するのは、新たに鳥居松町地内に下街道歴史ひろばを設置するため必要があるからである。

第 113 号議案

春日井市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

春日井市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 9 月 4 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

春日井市水道事業給水条例の一部を改正する条例

春日井市水道事業給水条例（昭和36年春日井市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項第1号の表中

750円	を	1,020円	に改め、同項第2号の表を
1,070円		1,600円	
1,970円		2,710円	
3,460円		4,720円	
6,440円		9,180円	
9,700円		14,370円	
24,390円		32,440円	
41,760円		57,690円	
95,040円		133,050円	
153,600円		222,540円	
4,800円		6,740円	
3,360円		4,720円	

次のように改める。

用途	従量料金（1月につき）	
	使用水量	料金（1立方メートルにつき）
一般用	10立方メートルまで	42円
	10立方メートルを超え20立方メートルまで	126円
	20立方メートルを超え30立方メートルまで	161円
	30立方メートルを超え40立方メートルまで	199円
	40立方メートルを超え50立方メートルまで	233円
	50立方メートルを超え100立方メートルまで	260円
	100立方メートルを超え200立方メートルまで	265円
	200立方メートルを超えるもの	277円
湯屋用		42円
一時用		277円

備考

- 1 前号の表の備考第1項から第3項までの規定は、この表において準用する。
- 2 1個のメーターで2戸以上の使用水量を計算することとなる給水装置に係る従量料金の額は、当該給水装置による使用水量を当該給水装置により水道を使用する戸数（以下「共用戸数」という。）で除して得た水量を使用水量として計算した額に共用戸数を乗じて得た額とする。

附 則

- 1 この条例は、令和9年2月1日から施行する。
- 2 改正後の春日井市水道事業給水条例の規定は、令和9年4月1日以後に行うべき水道メーターの点検に基づく水道料金から適用し、同日前に行った、又は行うべきであった水道メーターの点検に基づく水道料金については、なお従前の例による。

説 明

この案を提出するのは、水道料金の額を改定するため必要があるからである。

第 114 号議案

落合公園大屋根外 8 棟整備工事（建築）の請負契約について

落合公園大屋根外 8 棟整備工事（建築）について次のとおり工事請負契約の締結をしたいので、春日井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 4 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

- | | |
|-----------|--------------------------------|
| 1 工 事 名 | 落合公園大屋根外 8 棟整備工事（建築） |
| 2 契 約 金 額 | 2 4 5, 3 0 0, 0 0 0 円 |
| 3 契約の相手方 | 春日井市岩野町 1 丁目 49 番地
東洋建設株式会社 |
| 4 工 事 内 容 | 建築工事一式 |

第 115 号議案

令和 7 年度春日井市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和 7 年度春日井市水道事業会計未処分利益剰余金 439,676,135 円のうち 302,626,011 円を資本金に組み入れ、137,050,124 円を建設改良積立金に積み立てることについて、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 4 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

報告第 19 号

令和 7 年度春日井市一般会計継続費の精算について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第 2 項の規定により継続費の精算を次のとおり報告する。

令和 8 年 9 月 4 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

令和7年度春日井市一般会計継続費精算報告書

(単位:円)

款 項	事 業 名	年 度	全 体 計 画 (A)						実 績 (B)					比 較 (A) - (B)					
			年 割 額	左 の 財 源 内 訳				支 出 済 額	左 の 財 源 内 訳				年 割 額 と 支 出 済 額 の 差	左 の 財 源 内 訳					
				特 定 財 源			一 般 財 源		特 定 財 源			一 般 財 源		特 定 財 源			一 般 財 源		
				国・県支出金	地 方 債	そ の 他			国・県支出金	地 方 債	そ の 他			国・県支出金	地 方 債	そ の 他			
総 務 費	総 務 管 理 費	災 害 時 物 資 集 配 拠 点 整 備	6	1,000,000				1,000,000	0					1,000,000				1,000,000	
			7	6,300,000				6,300,000	6,537,434				6,537,434	△237,434				△237,434	
			計	7,300,000				7,300,000	6,537,434				6,537,434	762,566				762,566	
衛 生 費	清 掃	ク リ ー ン セ ン タ ー 第 2 工 場 外 部 搬 出 用 設 備 設 置 工 事	6	25,000,000		22,500,000		2,500,000	8,000,000		6,000,000		2,000,000	17,000,000		16,500,000		500,000	
			7	123,400,000		111,000,000		12,400,000	125,899,700		92,300,000		33,599,700	△2,499,700		18,700,000		△21,199,700	
			計	148,400,000		133,500,000		14,900,000	133,899,700		98,300,000		35,599,700	14,500,300		35,200,000		△20,699,700	
	費 費	衛 生 プ ラ ン ト 返 送 汚 泥 ポ ン プ 取 替 修 繕	6	9,600,000		7,200,000		2,400,000	0					9,600,000		7,200,000		2,400,000	
			7	600,000				600,000	7,414,000		5,500,000		1,914,000	△6,814,000		△5,500,000		△1,314,000	
			計	10,200,000		7,200,000		3,000,000	7,414,000		5,500,000		1,914,000	2,786,000		1,700,000		1,086,000	
土 木 費	道 路 橋 り よ う 費	市 道 6428 号 線 擁 壁 改 修 工 事	6	50,000,000	9,100,000	36,800,000		4,100,000	20,000,000		15,800,000		4,200,000	30,000,000	9,100,000	21,000,000		△100,000	
			7	60,000,000	11,000,000	44,100,000		4,900,000	83,392,300		61,900,000		21,492,300	△23,392,300	11,000,000	△17,800,000		△16,592,300	
			計	110,000,000	20,100,000	80,900,000		9,000,000	103,392,300		77,700,000		25,692,300	6,607,700	20,100,000	3,200,000		△16,692,300	

(単位:円)

款 項	事 業 名	年 度	全 体 計 画 (A)					実 績 (B)					比 較 (A) - (B)				
			年 割 額	左 の 財 源 内 訳				支 出 済 額	左 の 財 源 内 訳				年 割 額 と 支 出 済 額 の 差	左 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源		特 定 財 源			一 般 財 源		特 定 財 源			一 般 財 源
				国・県支出金	地 方 債	そ の 他			国・県支出金	地 方 債	そ の 他			国・県支出金	地 方 債	そ の 他	
土 木 費	道路橋りよう費 道風線地下道冠水表示板更新工事	6	40,000,000		30,000,000		10,000,000	16,000,000		11,700,000		4,300,000	24,000,000		18,300,000		5,700,000
		7	55,000,000		41,200,000		13,800,000	77,157,900		53,800,000		23,357,900	△22,157,900		△12,600,000		△9,557,900
		計	95,000,000		71,200,000		23,800,000	93,157,900		65,500,000		27,657,900	1,842,100		5,700,000		△3,857,900
教 育 費	小学校費 勝川小学校等校舎リニューアル工事設計業務	6	25,000,000				25,000,000	15,100,000				15,100,000	9,900,000				9,900,000
		7	56,000,000		50,400,000		5,600,000	52,983,400		39,400,000		13,583,400	3,016,600		11,000,000		△7,983,400
		計	81,000,000		50,400,000		30,600,000	68,083,400		39,400,000		28,683,400	12,916,600		11,000,000		1,916,600
	中学校費 西部中学校等校舎リニューアル工事設計業務	6	27,000,000				27,000,000	20,420,000				20,420,000	6,580,000				6,580,000
		7	69,000,000		62,100,000		6,900,000	56,096,000		48,200,000		7,896,000	12,904,000		13,900,000		△996,000
		計	96,000,000		62,100,000		33,900,000	76,516,000		48,200,000		28,316,000	19,484,000		13,900,000		5,584,000
社会教育費 鷹来公民館大規模改修工	6	580,300,000		519,300,000		61,000,000	215,465,550		172,200,000		43,265,550	364,834,450		347,100,000		17,734,450	
	7	130,100,000		97,400,000		32,700,000	476,996,944		387,400,000		89,596,944	△346,896,944		△290,000,000		△56,896,944	
	計	710,400,000		616,700,000		93,700,000	692,462,494		559,600,000		132,862,494	17,937,506		57,100,000		△39,162,494	

(単位:円)

款	項	事業名	年度	全 体 計 画 (A)					実 績 (B)					比 較 (A) - (B)				
				年 割 額	左 の 財 源 内 訳				支出済額	左 の 財 源 内 訳				年 割 額 と 支 出 済 額 の 差	左 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源		特 定 財 源			一般財源		特 定 財 源			一般財源
					国・県支出金	地 方 債	そ の 他			国・県支出金	地 方 債	そ の 他			国・県支出金	地 方 債	そ の 他	
教 育 費	社 会 教 育 費	総 合 体 育 館 機 能 向 上 改 修 工 事	6	24,200,000		17,900,000		6,300,000	0					24,200,000		17,900,000		6,300,000
			7	423,200,000	170,000,000	178,400,000		74,800,000	439,397,066	148,354,000	207,400,000		83,643,066	△16,197,066	21,646,000	△29,000,000		△8,843,066
			計	447,400,000	170,000,000	196,300,000		81,100,000	439,397,066	148,354,000	207,400,000		83,643,066	8,002,934	21,646,000	△11,100,000		△2,543,066

報告第 20 号

契約金額の変更に関する専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、契約金額の変更について次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和8年9月4日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

番号	工事名	相手方		契約金額		変更理由	専決処分日
		所在地	名称	変更前	変更後		
1	宮南橋架替工事	春日井市鳥居松町4丁目32番地	株式会社松浦組	円 377,399,000	円 385,262,900	構造物撤去量の増加	令和年月日 8. 6. 22
2	勝川小学校リニューアル工事（建築）	名古屋市中区栄二丁目15番6号	栗本建設工業株式会社名古屋支店	1,579,916,800	1,590,100,600	労務単価の上昇	8. 7. 30
3	勝川小学校リニューアル工事（電気）	春日井市細木町2丁目118番地	株式会社AC T-1	319,836,000	330,737,000	労務単価の上昇	8. 7. 30
4	勝川小学校リニューアル工事（機械）	春日井市妙慶町2丁目119番地	株式会社本間工業	514,800,000	523,189,700	労務単価の上昇	8. 7. 30
5	中部中学校校舎増築工事（建築）	春日井市庄名町字池下804番地1	株式会社服部工務店	536,800,000	539,101,200	労務単価の上昇	8. 7. 30
6	中部中学校校舎増築工事（電気）	春日井市鳥居松町5丁目57番地	春日井電気株式会社	171,347,000	175,426,900	労務単価の上昇	8. 7. 30
7	西部中学校リニューアル工事（建築）	春日井市鳥居松町5丁目75番地	株式会社高柳組	1,886,899,300	1,900,781,300	労務単価の上昇	8. 7. 30
8	西部中学校リニューアル工事（電気）	春日井市中野町2丁目2番地5	ヒダ電気株式会社	329,340,000	338,588,800	労務単価の上昇	8. 7. 30
9	西部中学校リニューアル工事（機械）	春日井市大泉寺町429番地1	株式会社S u n a i r	525,800,000	532,688,200	労務単価の上昇	8. 7. 30
10	東部中学校リニューアル工事（電気）	春日井市細木町2丁目118番地	株式会社AC T-1	361,416,000	365,432,100	資材単価及び労務単価の上昇	8. 8. 19